株式会社Ｄ情報センター（提携先）	○	―	○
Ｅ情報センター（提携先）	○	○	―

個人信用情報機関の加入資格に関する規約、個人信用情報機関及び当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関に加入する会員企業のリストについては、本人が容易に知り得る状態に置くこととし、個人信用情報機関の規約等においては、加入資格のある企業の外延が明確になるよう、加入資格、加入企業の業務、業務違反に対する制裁措置等について、できる限り具体的に記載することとする。

② オプトアウト

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、個人の支払能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供するに当たっては、法第23条第２項の規定を適用しないこととし、Ⅱ．２．⑸①に従い本人の同意を得ることとする。

③ 第三者に該当しないもの

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

・ 共同利用

与信事業者は、法第23条第５項第３号に定める「通知」は原則として書面によることとする。

「共同して利用する者の範囲」の通知等については、原則として個別企業名を列挙することとする。また、共同して利用する者の外延を示すことにより本人に通知等する場合には、本人が容易に理解できるよう共同して利用する者を具体的に特定しなければならない。

※ なお、同号は、同号に定める個人データの管理について責任を有する者以外の共同利用を行う者における安全管理等の責任を免除する趣旨ではない。

【共同して利用する者の外延の示し方の事例】

・当社及び有価証券報告書等に記載されている、当社の子会社

・当社及び有価証券報告書等に記載されている、当社の連結対象会社及び持分法適用会社

「利用する者の利用目的」は、できる限り具体的に記載しなければならない。具体的には、Ⅱ．２．⑴①の事例による。

⑹ 開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、開示等の請求等をする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とすることとする。

なお、施行令第11条第２号の代理人による開示等の請求等に対して、与信事業者が本人にのみ直接開示等することは妨げられない。

⑺ 個人データ漏えい等の報告等

① 与信事業者は、保有する匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第１項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「加工方法等情報」という。）の漏えいの事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を遅滞なく公表するとともに、事実関係を本人に速やかに通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くこととする。

② 与信事業者は、自己の取り扱う個人データ（受託者が取り扱うものを含む。）の漏えい等の事故が発生した場合には、その事実関係、発生原因、対応策その他の漏えい等に関する事項を可能な限り速やかに、以下のア又はイに従い、経済産業省及び認定個人情報保護団体に報告しなければならない。また、加工方法等情報の漏えいの事故が発生した場合にも同様に報告することとする。さらに所属する業界団体等の関係機関に報告することが望ましい。

ア 認定個人情報保護団体の業務の対象となる与信事業者（以下「対象事業者」という。）は、経済産業大臣への報告に代えて、認定個人情報保護団体に報告することができる。認定個人情報保護団体は、対象事業者の事故又は違反の概況を経済産業省に定期的に報告する。ただし、対象事業者は、以下の場合は、経済産業大臣に、逐次速やかに報告することが望ましい。

・Ⅱ．２．⑵に定める機微（センシティブ）情報を含む個人データを漏えいした場合

・信用情報、クレジットカード番号等を含む個人データが漏えいした場合であって、二次被害が発生する可能性が高い場合

・漏えい等の発生規模が大きい場合

・同一事業者において漏えい等の事故（特に同種事案）が繰り返し発生した場合

・その他認定個人情報保護団体が必要と考える場合

イ 与信事業者が対象事業者でない場合、経済産業大臣に報告する。

③ 与信事業者は、以下のア、イ、ウ又はエのいずれかに該当する場合は、経済産業省及び認定個人情報保護団体への報告を要しないこととする。

ア ファクシミリやメールの誤送信（宛名及び送信者名以外に個人情報が含まれていない場合に限る。）

イ 内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合

ウ 郵便物が誤配された場合

エ 本人が申告した連絡先（住所、電話・ＦＡＸ番号、メールアドレス等）に誤りがあったこと、又は本人が与信事業者に連絡先の変更を申告しなかったことにより、第三者にＦＡＸ若しくはメールの送信、又は郵便物若しくは荷物の配送をした場合

Ⅲ．ガイドラインの見直し

個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩、国際動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

○総務省告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百三十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

〔資金管理団体〕の部鶴翔会のうち２中

「支出総額	35,023,590」を
「支出総額	34,983,590」に改め、
同部鶴翔会のうち４中	
「政治活動費	30,003,487
組織活動費	2,843,963」を
「政治活動費	29,963,487
組織活動費	2,803,963」に改める。

○総務省告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百二十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月二十八日

総務大臣　山本　早苗